

岩手県監査委員告示第18号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月3日

岩手県監査委員 中 平 均  
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
 岩手県監査委員 菊 池 武 利  
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡農業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年12月18日

イ 本監査実施日 平成21年1月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年3月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、37,688円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた超過勤務手当については、平成20年12月25日に修正入力を済ませ、平成21年1月15日に追給した。  今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。

2 (1) 監査対象機関名 岩手県立一関第二高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年11月21日

イ 本監査実施日 平成21年1月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年3月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが4件、757,192円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた期末手当については、過年度分740,992円の3件分は平成20年6月18日に追給した。また、支給すべき金額よりも少なく支給していた寒冷地手当については、過年度分16,200円の1件分を平成20年10月6日に追給した。  今後は、職場内での研修を行い共通理解を深め、誤りのない処理を行うこととする。

3 (1) 監査対象機関名 岩手県立大槌高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年11月5日

イ 本監査実施日 平成21年1月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年3月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容

<p>授業料の減免決定に当たり、収入額の把握を誤ったことにより不承認としているものが1件、59,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>授業料減免決定で不承認となっていた1件については、書類を取り寄せ平成20年11月17日に再審査の上半額減免に決定し、過納していた授業料については平成20年12月24日に還付した。</p> <p>今後は、担当者のみならず複数のチェック体制で審査し、再発防止に努める。</p>
--	---

4(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石養護学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年11月11日

イ 本監査実施日 平成21年1月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年3月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>扶養手当の支給に当たり、扶養手当認定簿に記載していないものが26名、認定に必要な関係書類を徴していないものが19名あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>予備監査終了後、記載のない26名の扶養手当認定簿は、19名の認定に必要な書類を徴した後、先に徴した8名とあわせ扶養親族の確認を行い記載整理をした。</p> <p>今後の認定及び確認方法として、扶養手当受給者全員のリストを作成し、関係書類の提出を求め適正な認定・確認事務に努める。</p>